

川内原子力発電所対策調査特別委員会記録

○開催日時

令和7年11月4日 午前10時～午前10時24分

○開催場所

第3委員会室

○出席委員（10人）

委員長	山元剛	委員	坂口健太
副委員長	森永靖子	委員	坂口正幸
委員	井上勝博	委員	富吉雄二
委員	今塩屋裕一	委員	上野真一
委員	成川幸太郎	委員	小林健

○説明のための出席者

未来政策部長	下門隆嗣	次長（危機管理担当）	遠矢一星
市民安全部長	上戸理志	原子力安全室長	宮田高敬

○事務局職員

事務局長	田代健一	課長代理	上川雄之
議事調査課長	久米道秋		

○審査事件等

・ 調査事項

- (1) 川内原子力発電所の運転状況について
 - (2) 川内原子力発電所に係る原子炉設置変更許可申請（乾式貯蔵施設）について
-

○会議の概要

1 川内原子力発電所の安全対策及び関連する諸問題に関する調査

(1) 川内原子力発電所の運転状況について

当局から、1号機は定期検査中、2号機は通常運転中であり、気体・液体廃棄物の放出量は年間放出管理目標値を下回っていること、固体廃棄物の貯蔵率は68.0%であること、使用済燃料の貯蔵率は77.2%であること、新燃料は172体を貯蔵していること、法に基づき国へ報告を要する事象は該当がないことについて報告があった。

(2) 川内原子力発電所に係る原子炉設置変更許可申請（乾式貯蔵施設）について

当局から、九州電力が川内原子力発電所において貯蔵方式の多様化による使用済燃料貯蔵の信頼性及び運用性の向上を図る観点から、現行のプール方式に加え、発電所の敷地内に乾式貯蔵施設を設置することとし、国へ原子炉設置変更許可申請を行い、同日に県及び本市へ安全協定に基づく事前協議書を提出したこと、また、申請概要として、地震等の自然現象に対して乾式貯蔵容器に緩衝体を装着することにより安全機能を維持する設計とし、乾式貯蔵容器の安全機能及び乾式貯蔵建屋の設計及び運用開始時期は2029年度目途であることについて説明を受けた。

その後、委員から「報道によると、このまま2031年まで運転できるが、この乾式貯蔵施設が設置されると2038年までの運転が可能となるという説明を九州電力から受けているか」との質疑があり、当局から「川内原子力発電所においては使用済燃料プールの共用化を図り、2031年まで運転が可能であ

り、今回、乾式貯蔵施設を設置することにより、2038年までの運転が可能であると申請時に説明を受けている」旨の答弁があった。

また、委員から「今、全国の各原子力発電所施設のプールには計1万9千トンもの使用済核燃料が保管されているが、仮に六ヶ所再処理工場が稼働しても年間800トンの処理能力しかないため、2038年までに搬出できる見込みはあるのか」との質疑があり、当局から「六ヶ所再処理施設は2026年度中に竣工予定とされ、その後、各電力会社の使用済燃料の状況等を考慮した上で、各発電所から計画的に搬出されていくと認識している」旨の答弁があった。

なお、委員から「本件は県内自治体にも影響が出ることから、再稼働時のように住民説明会を開催するよう九州電力に伝えられたい」旨の意見が述べられた。

その後、本件について詳細な説明を聞く必要があることとし、九州電力の参考人招致を行うことを決定した。

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会川内原子力発電所対策調査特別委員会
委員長 山元剛